

府中市新庁舎建設基本・実施設計委託に関する
公募型プロポーザル募集要項

1 一般事項

(1) 趣旨・目的

府中市庁舎建設基本計画に基づき、府中市新庁舎建設基本・実施設計業務を委託するにあたり、柔軟かつ高度な発想力や設計能力及び豊富な経験を有する設計者を選定するため、公募型プロポーザル方式の実施に係る手続きについて必要な事項を定める。

(2) 概要等

ア 主催者

東京都府中市

イ 業務件名

府中市新庁舎建設基本・実施設計委託（以下「本業務」と言います。）

ウ 業務概要

別紙「府中市新庁舎建設基本・実施設計委託仕様書」及び「府中市新庁舎建設基本・実施設計委託特記事項」を参考とすること。

エ 委託料上限額

272,790,600円（消費税及び地方消費税を含みます。）

オ 履行期間

契約締結の日の翌日から平成29年10月31日まで

カ 選定方式

本業務に係る受注候補者の選定方法は、公募型プロポーザル方式とします。

キ 募集及び選定の概要

(ア) 実施スケジュール

・募集要項等の公表	平成27年4月16日（木）
・現場説明会	平成27年4月23日（木）
・質問受付期限	平成27年4月30日（木）
・質問の回答	平成27年5月15日（金）
・新庁舎敷地図申込期限	平成27年5月19日（火）
・参加申込書・誓約書提出期限	平成27年5月19日（火）必着
・提案書提出依頼	平成27年5月28日（木）
・1次審査提案書提出期限	平成27年6月17日（水）必着
・1次審査	平成27年7月6日（月）

- ・ 1次審査結果通知 平成27年7月7日（火）
- ・ 2次審査書類提出期限 平成27年7月21日（火）
- ・ 2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）
平成27年7月26日（日）
- ・ 2次審査結果通知 平成27年7月27日（月）

(イ) プロポーザルの流れ

参加申込書等について審議し、参加資格の適格性を有する者に提案書等の提出を依頼します。

提出された提案書等により、府中市新庁舎建設設計者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において1次審査を行い、提案内容等が優れた5者程度を1次審査通過者として選定します。

2次審査では、1次審査の通過者によるプレゼンテーションを行い、選定委員会によるヒアリングを行います。選定委員会により審査し、第1受注候補者（以下、最優秀者と言う。）、第2受注候補者（以下、優秀者と言う。）及び佳作を選定します。

(ウ) 選定については、本市が市民の意見を反映し、平成27年2月に策定の「府中市庁舎建設基本計画」に示した本市の方針等、本要項の参考資料に示す、各計画や意見等を理解したうえで、設計における基本的な考え方を文章、図案、イラストなどを用いて提案したものについて、総合的に評価することとします。

ク 審査結果の発表

選定結果の発表及び審査全体の講評は、8月中旬に府中市ホームページに掲載する予定です。

(3) 選定委員会

提案書等の選定にあたっては、下記の5名で構成される選定委員会が行います。

専門分野	氏名	所属・役職
建築	赤松 佳珠子	法政大学准教授／株式会社シーラカンズアンドアソシエイツ 代表取締役
建築	◎倉田 直道	工学院大学名誉教授／（株）アーバン・ハウス都市建築研究所 代表取締役
都市計画	桑田 仁	芝浦工業大学教授
建築	○田中 友章	明治大学教授／（株）フォルムス 取締役
行政職員	吉野 誠	府中市副市長

◎委員長、○副委員長

(4) 募集要項の公表及び応募書類の様式等の配布

募集要項、応募書類及び参考図面は、府中市ホームページから各自入手して下

さい。なお、配付参考図面等は、本プロポーザルの用途以外での使用は厳禁とします。

※ 新庁舎敷地図については、平成27年5月19日（火）午前11時までに、申込書（様式1）により問い合わせ先へ電子メールにて申込をして下さい。

本プロポーザルの提案は、参考図面1の形状で行っていただきますが、新庁舎建設用地が整形となるよう、引き続き取得に向けた取り組みを進めることとしています。

(5) 応募資格等

応募資格を有する者は、次のア〜クに掲げる要件に全て該当する者であり、かつ、ケを満たすものとします。

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する一級建築士の資格を有する者

イ 応募者が所属または代表する法人が建築士法第23条に規定する一級建築士事務所登録をしていること

ウ 建築設計の責任者※として、延床面積8,000㎡以上の新築による公共建築物の実績を有する者

※ 責任者とは、「総括責任者」、「意匠主任担当者」またはこれらと同等と認められる者とします。

エ 本件は、既存施設の機能を継続しながら、同敷地内で建設と解体を繰り返すことが予想されることから、設計チームには、建替計画の立案、実施に係る経験を有する者（協力事務所も可とする）を入れること

オ 本業務委託契約時までに、応募者が所属または代表する法人が府中市契約事務規則第34条に規定する指名競争参加資格を有すること

カ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと

キ 府中市業者指名停止基準による指名停止措置期間中ではない者

ク 提出した書類の記載事項に虚偽がないこと

ケ 応募に対する制限

応募者からの応募は1点のみとします。

(ア) 応募者及び所属事務所（以下、応募者等と言います。）が建設会社と資本において関連がある場合は応募できません。

(イ) 応募者等は連名による応募はできません。（総括責任者は1人とします。）

(ウ) 応募者等は他の設計事務所等（以下、協力事務所という。）の協力を得ることができません。なお、協力事務所は、自らの事務所に属する応募者の所属事務所となることはできません。また、建築意匠分野において、複数の応募者の協力事務所となることはできません。

(エ) 応募者等はJVを構成することができます。当該JVは所属事務所とみなし、JVの各構成員は、他のJVの構成員及び単独による自らの事務所に属する応募者の所属事務所となることができません。

(オ) 次に掲げる者は、本設計提案に応募することはできません。また、応募者は次に掲げる者から直接又は間接的に支援を受けられません。

- ・ 選定委員会委員及びその家族
- ・ 選定委員会委員及びその家族が主宰、役員、顧問及び所属をしている組織に所属する者
- ・ 選定委員会委員が大学に所属する場合において、その選定委員会委員の研究室に現に所属する者
- ・ 主催者の組織に所属する者

(6) 審査の公開

ア 1次審査は非公開とします。

イ 2次審査のプレゼンテーション、ヒアリングは公開とし、審査は非公開とします。なお、審査の経過は2次審査終了後、府中市ホームページに審査講評とともに掲載します。

(7) 問合せ先

府中市政策総務部政策課庁舎建設担当 (担当) 茂木、伊橋、山崎、菊池

〒183-8703 東京都府中市宮西町2-24 東庁舎4階

電話 042-335-4129 (直通)

FAX 042-366-7752

E-mail chousya01@city.fuchu.tokyo.jp

ホームページ <http://www.city.fuchu.tokyo.jp/gyosei/shincyosha/index.html>

2 現場説明会

本プロポーザルにおいては、敷地拡張の取組と並行して設計を進め、かつ、工事においては、解体と建設を繰り返し行うことが予想されることから、現在の現場状況を確認する機会を設けることとします。

なお、本説明会の出席は書類選考や審査における評価の対象とはしません。

(1) 日時

平成27年4月23日(木) 午前・午後

(2) 集合場所

府中市役所 北庁舎3階第6会議室

(3) 参加可能人数

2名までとします。

(4) 提出書類

現場説明会参加申込書（様式2）に必要事項を記入し、平成27年4月22日（水）午前11時までに、市担当者へ提出または電子メールを送付して下さい。

(5) 注意事項

現場説明会当日においては、質疑はできません。

また、当日参加しない応募者が、別の日に現地を確認する場合は、写真撮影など、近隣住民及び来庁者等へ配慮して下さい。

3 参加申込書等

会社概要等により、本市の指名委員会において審議し、応募資格を有する者に提案書等の提出を依頼します。

(1) 提出書類

参加を希望する者は、下記の書類一式を提出期限までに提出してください。なお、提出された資料について情報公開請求があった場合は、府中市情報公開条例に基づき対応します。

ア 参加申込書等（様式3-1）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部

イ 提出書類受領書送付用の封筒（送付する場合のみ）・・・・・・・・・・ 1部

定型サイズの封筒に応募者の住所、氏名、郵便番号を明記のうえ、82円切手を貼付して下さい。

(2) 提出期限

平成27年5月19日（火）午後5時（市担当者必着）

(3) 提出方法

ア 市担当者まで持参、若しくは送付して下さい。

イ 持参による提出については、平日（土日、祝日を除く）の午前8時30分から午後5時までに、府中市役所東庁舎4階政策課庁舎建設担当で受領します。

ウ 郵送及び宅配については、封筒などの表面に、「庁舎建設プロポーザル参加申込書在中」と朱書きして下さい。

エ 送料は応募者負担とします。受取人払いについては受付けません。

オ 主催者は、郵送及び宅配中の破損、遅延などの責任を負いません。

(4) 評価基準

書類選考では、技術や運営等について応募資格等を確認します。

(5) 受領確認

提出書類の受領確認を行い次第、参加申込書受領書（様式3-2）を前記、(1)ウの封筒で送付します。ただし、持参の場合はその場で交付します。

(6) 費用負担

提出書類の作成及び提出に係る費用は、応募者側の負担とします。

(7) 注意事項

使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とします。

4 質問の受付と回答

応募予定者は発注者に対し、本件に伴う質問をすることが出来ます。また、回答は、とりまとめのうえ府中市ホームページで公開します。なお、公正を期するため、電子メールのみで受け付けし、電話などによる個別の質問は受け付けません。

(1) 受付期限

平成27年4月30日（木）午後5時まで

(2) 回答日

平成27年5月15日（金）

(3) 質問内容

質問書（様式4）に記入して下さい。なお、質問は本要項の範囲内とします。

(4) その他

質問に対する回答については、本募集要項の追加または修正とみなします。

5 1次審査

提出された提案書により、選定委員会において提案内容等が優れた5者程度を1次審査通過者として選定します。

(1) 提出書類

ア	1次審査書類提出届（様式5-1）	1部
イ	応募者の作品概要（様式5-2）	1部
ウ	応募者（総括責任者（候補））の略歴（様式5-3）	1部
エ	受託した場合の設計チームの取組体制（様式5-4）	1部
オ	提案書（A1サイズのパネル）	1部
カ	提案書（上記エをA3に縮小したもの）	10部

(7) 提案事項

府中市庁舎建設基本計画における基本理念及び基本方針を踏まえ、府中らしい個性ある新庁舎の考え方として掲げる3つの柱及び整備方針に基づき、これらの具体化に向けた提案を求めます。

提案には、以下の点に係る考え方を含めたものとして下さい。

- ・ 府中らしい庁舎の設計理念と具体的な機能
- ・ 市民等との協働を支える機能及び他公共施設との連携
- ・ 高い自立性を備えた防災・災害復興拠点としての機能と地域との関わり
- ・ 現在地での合理的な建替えの考え方
- ・ 立地環境を活かし、周辺環境に配慮した、景観資源との共存を図る施設

デザイン及びライフサイクルコスト低減の具体的な考え方

- ・ 設計の進め方を含めた本業務への取組体制

(イ) 作成要領

A 1 用紙 1 枚（横使い・横書き）にて、下記に基づき作成して下さい。

- ・ 文章及びそれを補完する図案やイラストで表現して下さい。図案は種類の指定はありませんが、詳細な表現を避け、空間構成、ゾーニングの組立て、形や利用についてのイメージ、建替えの考え方、構造方法についての提案等にとどめて下さい。文章を補完するための必要最小限の写真は可とします。
- ・ 提案書には所属事務所名等の応募者が特定できる表現はしないで下さい。
- ・ 提案書は写真及びカラーコピーなどでパネル化して下さい。（発泡ポリスチレン等の軽量な材質、A 1 図面と同サイズで厚さは 5 mm 程度）
- ・ 2 次審査会場には、1 次審査に応募された提案書（A 1 パネル等）を展示する予定です。

(2) 提出方法

ア 受付期限

平成 27 年 6 月 17 日（水）午後 5 時まで必着（市担当者必着）

イ 市担当者まで持参、若しくは送付して下さい。

ウ 持参による提出については、平日（土日、祝日を除く）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までに、府中市役所東庁舎 4 階政策課庁舎建設担当で受領します。

エ 郵送及び宅配の際は、封筒などの表面に、「庁舎建設プロポーザル提案書在中」と朱書きして下さい。

オ 送料は応募者負担とします。受取人払いについては受け付けません。

カ 主催者は、郵送及び宅配中の破損、遅延などの責任を負いません。

(3) 審査方法等

ア 提案書等について、次に示す観点などから、選定委員会により、総合的に評価及び審査を行います。

イ 1 次審査通過者を選定するための評価基準

- (ア) 提案の企画力、合目的性及び実現性
- (イ) 本業務の実施方法やスケジュール、実施体制
- (ウ) 提案者の説得力
- (エ) 本業務に関する知識及び支援能力
- (オ) その他選定委員会で定める事項

(4) 費用負担

1 次審査等に係る費用は、提案者側の負担とします。

(5) 選定結果

応募者全員に文書で通知します。ただし、2 次審査に進む応募者については、

1次審査終了後、電話又は電子メール等で2次審査出席依頼書を送付します。

また、2次審査に進む応募者名を府中市ホームページに掲載します。なお、審査結果については、2次審査終了後に審査経過及び講評として公表する予定です。

6 2次審査

1次審査の通過者によるプレゼンテーションを行い、選定委員会によるヒアリングを行います。選定委員会により審査し、最優秀者、優秀者及び佳作を選定します。

(1) 提出書類等

- ア 2次審査参加届、会社概要及び添付書類（様式6-1）・・・・・・10部
- イ 共同企業体協定書副本（該当する場合。書式はA4で任意）・・・・・・10部
- ウ 提案書のPDFデータを収録したCD-R・・・・・・1部

(2) 提出方法

2次審査出席依頼書にてお知らせします。なお、1次審査の通過者に対して、2次審査に必要な補足資料を求める場合があります。

(3) 費用負担

プレゼンテーション等に係る費用は、提案者側の負担とします。

なお、2次審査に進む提案者に選定され、プレゼンテーション及びヒアリングを行った者のうち、市と契約を締結した提案者以外の提案者に対し、2次審査に係る報償として、1者あたり20万円を支払います。

(4) 審査方法等

ア 審査方法

公開によるプレゼンテーションの後、選定委員会によるヒアリングを行い、2次審査を非公開により開催し、最優秀者、優秀者及び佳作を選定します。

イ 受注候補者を選定するための評価基準

提案書、参加申込書の内容等について、次に示す観点などから、選定委員会により、総合的に評価及び審査を行います。

- (ア) 提案の企画力、合目的性及び実現性
- (イ) 本業務の実施方法やスケジュール、実施体制
- (ウ) 提案者の説得力、協調性等
- (エ) 本業務に関する知識及び支援能力
- (オ) その他選定委員会で定める事項

(5) プレゼンテーション・ヒアリング

ア プレゼンテーションは、応募者による提案書などの説明を20分以内で行います。また、1次審査で提出した内容をパソコン、プロジェクターを利用して説明します。なお、これら以外の資料を使用することはできませんが、模型の使用については可とします。

イ ヒアリングは、プレゼンテーションの後に選定委員会委員より20分程度行います。なお、質問については、市民に公開していることに配慮し、簡潔に回答して下さい。

ウ 説明者は提案者（総括責任者）を含め、4名までとします。（パソコン等の機材操作者を含む）

エ 実施時間については、2次審査出席依頼書にてお知らせします。

オ 会場には、申し込みのあった提案書（A1パネル等）を展示する予定です。

(6) 選定結果

2次審査を受けた提案者全員に文書で通知します。ただし、最優秀者及び優秀者については、2次審査終了後、電話又は電子メール等で連絡します。

なお、審査結果については、通知とあわせて、最優秀者、優秀者及び佳作として選定された者を府中市ホームページで公表する予定です。

7 特記事項

(1) 失格条項

次の各号のいずれかに該当する者は失格とします。なお、最優秀者等が市と契約した後、次の各号のいずれかに該当することが判明した場合には、市は契約の相手方に対し、損害賠償請求を行うことがあります。

ア 提出書類に虚偽の記載がある者

イ 応募資格がなく提出書類を提出した者

ウ 提出書類の作成要領及び提出方法、提出期限を守らない者

エ 選定委員会委員または、関係者と本設計プロポーザルに関する接触を求めた者

オ 提出書類に盗用した疑いがあると選定委員会が認めた者

カ その他、選定委員会が不適格と認めた者

(2) 提出書類の取扱い

ア 参加に係る経費は参加者の負担とします。ただし、6(3)に該当する場合はこの限りではありません。

イ 本提案に係る提出物については返却しません。

ウ 提出書類の著作権は応募者に帰属します。また、提出書類は選考に関する目的以外には使用しません。

エ 審査中の映像、写真、記事及び2次審査対象者の提案書及び提出書類等については、府中市の広報紙及びホームページ等の掲載権及び肖像権等を府中市に帰属するものとします。

オ 電子メール等の通信事故、郵送及び宅配などの事故について、本市はいかなる責任も負いません。

カ 受注候補者に選定されたことをもって、提案した全ての内容の契約を保証するものではありません。

キ 受注候補者の選定後において、市は提案書の全ての内容に拘束されるものではありません。また、受注候補者は市との協議に応じることとします。

(3) 契約及び設計業務の進め方等

ア 市は最優秀者と基本・実施設計委託の随意契約の見積書の徴取の相手方として、契約交渉を行います。

イ 市は最優秀者が、本設計者選定後において失格条項に該当すると認められた場合、または、市と最優秀者による設計業務委託契約締結交渉が不調となった場合は、優秀者と契約交渉ができるものとしします。

ウ 市は受注候補者選定以降において、最優秀者及び優秀者が設計チーム体制を著しく変更した場合、受注候補者としての資格を取り消すことのほか、契約締結後においては、その契約を解除することができることとします。

エ 業務を受託した設計者及びその所属事務所は、設計業務を進めるにあたり、本施設に係る全ての工事の入札に参加する権利を失います。

カ 業務を受託した設計者及びその所属事務所は、設計業務を進めるにあたり、下記に掲げる、市及び市の進める庁舎建設に係る他事業者等との協議の場を設置するなど、資料作成等を含め、円滑な運営に資することとします。

- ・ 市が行う説明会の中で設ける意見交換会などに伴う資料作成支援
- ・ 市が設置する各種分科会などの運営支援
- ・ 市が本プロポーザル後に別に発注する、オフィスレイアウト設計及びサイン計画設計（仮称）業務委託業者と協力して設計を進めること。
- ・ 市が別に発注する、敷地測量、解体工事及び埋蔵調査等各業務委託業者との協議などを行うこと。
- ・ その他、庁舎建設に係る事業

キ 業務を受託した設計者及びその所属事務所は、施工予定者の選定について、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」を踏まえ、発注者に対し選定支援及び提案を設計段階から行うこととします。

(4) 仕様関係（参考）

ア 府中市新庁舎建設基本・実施設計委託仕様書

イ 府中市新庁舎建設基本・実施設計委託特記事項

(5) その他

公正なプロポーザルが確保できないと判断される場合は、プロポーザルを中止することがあります。また、中止に伴う応募者側が負担した費用については、市及び選定委員会は一切責任を負いません。なお、この要項に定めるもののほか、必要な事項については選定委員会が定めます。

(6) 参考資料

ア 配付参考図面

- (ア) 参考図面 1 : 新庁舎敷地図 1(4)参照
- (イ) 参考図面 2 : 現庁舎等案内図 (本庁舎 (西・東・北庁舎)、第2庁舎、防災センター、ふるさと府中歴史館)
- (ウ) 参考図面 3 : 現庁舎等配置図 (本庁舎 (西・東・北庁舎))
- (エ) 参考図面 4 : 現庁舎等平面図 (本庁舎 (西・東・北庁舎)、第2庁舎、防災センター、ふるさと府中歴史館)
- (オ) 参考図面 5 : インフラ状況図等 (インフラ状況図、上下水道図、柱状図)

イ 閲覧参考図面

資料は閲覧 (写真撮影可) ができます。希望の方は事前にお知らせ下さい。

- (ア) 図面番号 1 : 西庁舎 (新築) 空調・給排水設備工事
- (イ) 図面番号 2 : 東庁舎 (新築) 空調・給排水設備工事
- (ウ) 図面番号 3 : 西庁舎 (新築) 電気設備工事
- (エ) 図面番号 4 : 東庁舎 (新築) 電気設備工事
- (オ) 図面番号 5 : 西・東庁舎 (増築) 建築工事
- (カ) 図面番号 6 : 北庁舎 (新築) 建築工事
- (キ) 図面番号 1 2 : 西・東庁舎 (増築) 空調・給排水設備工事
- (ク) 図面番号 1 5 : 西・東庁舎 (改修) 空調設備工事
- (ケ) 図面番号 1 9 : 北庁舎 (新築) 空調設備工事
- (コ) 図面番号 2 0 : 北庁舎 (新築) 空調・給排水設備工事
- (サ) 図面番号 2 2 : 西・東庁舎 (改修) 給排水設備工事
- (シ) 図面番号 2 4 : 西・東庁舎 (増築) 電気設備工事
- (ス) 図面番号 2 6 : 北庁舎 (新築) 電気設備工事
- (セ) 図面番号 2 7 : 北庁舎 (新築) 電気設備工事
- (ソ) 図面番号 2 9 : 西・東庁舎 (改修) 電気設備工事

ウ 下記資料は、府中市ホームページを参照のこと。

http://www.city.fuchu.tokyo.jp/gyosei/shincyosha/kihon_jissisekkei/bosyu.html

- (ア) 府中市庁舎建設基本構想
- (イ) 府中市庁舎建設検討協議会議事録
- (ウ) 府中市庁舎整備比較検討結果
- (エ) 府中市庁舎建設基本計画市民検討協議会提言書
- (オ) 府中市庁舎建設基本計画職員検討会報告書
- (カ) 府中市庁舎建設基本計画
- (キ) 府中市庁舎建設基本計画策定に伴うパブリック・コメント及び回答
- (ク) その他庁舎建設に係る資料など